

気象業務法の一部を改正する法律の公布について
—地震動警報、火山現象警報の名称等について—

本日、気象業務法の一部を改正する法律(以下、改正気象業務法という)が公布され、平成19年12月1日より施行されることとなりました。改正気象業務法では、気象庁は地震動及び火山現象に関する予報及び警報を行わなければならない等が定められています。

また、気象業務法施行令の一部を改正する政令についても公布され、地震動警報や火山現象警報等の気象庁が行う予報及び警報の区分が定められました。

これらの警報等については、平成19年12月1日より開始します。また、分かりやすさ等の観点から、これら警報に名称をつける等としましたので、以下のとおりお知らせします。

- (1) 地震動予報及び地震動警報の名称等について(別紙1)
- (2) 火山現象予報及び火山現象警報の名称等、並びに噴火警戒レベル等について(別紙2)
- (3) 津波予報の運用について(別紙3)

問い合わせ先：気象庁地震火山部管理課
03-3212-8341 (内線4503, 4509)

地震動予報及び地震動警報の名称等について

改正気象業務法の施行に伴い、緊急地震速報は地震動に関する予報及び警報に位置づけられます。

この地震動に関する予報及び警報については、広く国民への提供に向けて、「緊急地震速報」の名称で、周知・広報により、浸透してきていることから、その発表に当たっては、以下の内容及び名称で運用することとします。

1. 地震動予報及び警報の区分について

- (1) 地震動警報 最大震度 5 弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域(参考資料1-2)に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの
- (2) 地震動予報 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表するもの

2. 地震動予報及び警報の名称について

気象庁における発表に当たっては今後とも「緊急地震速報」の名称を用いることとし、予報及び警報を区別するため、次のとおりとします。

- (1) 地震動警報 緊急地震速報(警報)又は緊急地震速報
- (2) 地震動予報 緊急地震速報(予報)

なお、予報業務許可事業者が緊急地震速報を発表するに当たっては、気象庁が行う警報と区別するため、提供する緊急地震速報が地震動の予報であることを、利用者に対し周知していただく必要があります。

参考資料:1-1 緊急地震速報の発表イメージ

参考資料:1-2 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

火山現象警報及び火山現象予報の名称等、並びに 噴火警戒レベル等について

改正気象業務法の施行に伴い、本年12月1日から、火山現象警報及び火山現象予報並びに噴火警戒レベルの発表を開始します。

火山現象警報及び火山現象予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表します。

1. 火山現象警報及び火山現象予報の名称等について

火山現象警報の名称は、「噴火警報」に警戒等を必要とする地域を表す語(火口周辺、居住地域等)を付したものとし、火山現象予報の名称は「噴火予報」とします。また、テレビ等で緊急放送される場合などでのわかりやすさと速報性の観点から、略称を使用します(参考資料2-1)。

[火山現象警報の名称]

(1)「居住地域」を対象とする場合

噴火警報(居住地域) 略称:「噴火警報」

(2)「火口から居住地域の近くまで」、あるいは「火口周辺」を対象とする場合

噴火警報(火口周辺) 略称:「火口周辺警報」

[火山現象予報の名称]

噴火予報 (噴火予報は、静穏(平常)な状態が予想されることを示します。)

(注)警報の解除は、噴火予報でお知らせします。

2. 噴火警戒レベルの導入について

噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したもので、それぞれのレベルに「火口周辺規制」、「入山規制」、居住地域における「避難準備」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付しています(参考資料2-2)。

噴火警戒レベルを導入した火山の噴火予報または噴火警報は、そのレベルとキーワードを付した発表となります(参考資料2-3)。

このたび、地元市町村等との調整の整った以下の16火山について、改正気象業務法の施行と合わせ、噴火警戒レベルを導入する予定です(参考資料2-4)。

今後も、防災対策が必要な火山について、地元との調整を進め、所要の準備の整った火山から順次導入していきます。

【12月1日から噴火警戒レベルを導入する火山(予定)】

樽前山、北海道駒ヶ岳、岩手山、吾妻山、草津白根山、浅間山、富士山、伊豆大島、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山(御鉢・新燃岳)、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

3. 噴火警戒レベルを導入していない火山について

噴火警戒レベルを導入していない火山について噴火予報または噴火警報を発表する場合は、「火口周辺警戒」、「居住地域警戒」等のキーワードを付して発表します(参考資料2-3)。なお、居住地域が不明確な場合は「山麓地域警戒」などと表現します。

4. 火山情報について

噴火予報及び噴火警報の実施に伴い、従来の火山情報(緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報)は廃止します。

また、火山性地震の回数など火山活動の状況をお知らせする場合は、新設する「火山の状況に関する解説情報」で発表します。

参考資料2-1:噴火予報及び噴火警報について

参考資料2-2:噴火警戒レベルについて

参考資料2-3:噴火警報の発表イメージ

参考資料2-4:12月1日から噴火警戒レベルを導入する火山

津波予報の運用について

気象業務法の施行令の一部を改正する政令により、気象庁の行う津波に関する予報及び警報として、従来の津波警報及び津波注意報に加え、新たに「津波予報」が追加されました。この津波予報については、以下のとおりとします。なお、津波警報及び津波注意報の発表内容等は、これまでと変わりません。

1. 津波予報の概要

津波による災害が起こるおそれはない場合は、「津波予報」でその旨お知らせします。津波の心配がない場合や若干の海面変動の可能性はあるが災害が起こるおそれはない場合に発表します。

2. 津波予報の発表方法等(参考資料3-1)

「津波の心配なし」の場合は、従前と同様「地震情報(震源震度に関する情報等)」で付加文として発表します。

「若干の海面変動」の場合は、「津波情報(津波に関するその他の情報)」によって、必要な地震情報等の発表後、速やかに行います。なお、津波警報・津波注意報の解除がある場合はそれと同時に行います。

3. 津波予報の内容

「若干の海面変動」の場合と「津波の心配なし」の2通りの表現で発表します。

若干の海面変動が予想される場合、対象となる津波予報区ならびに継続時間を明示して発表します(参考資料3-2)。

参考資料3-1:津波予報の発表タイミング

参考資料3-2:津波予報の発表イメージ